

岐阜県ミニバスケットボール連盟 慶弔規定

第1条 この規定は、細則第7条により定める

第2条 本連盟に所属する常任理事、連盟役員、チーム理事、登録指導者、登録選手の慶弔並びに災害に際しては、祝い金、弔慰金又は見舞金を贈与する。

第3条 祝い金は当連盟に所属する常任理事、連盟役員、チーム理事、登録指導者、登録選手に慶事があるときなど必要と認めたときに常任理事会にて協議して決定する。

第4条 常任理事および連盟役員に対する弔慰金は次の通りとする。

- 一 本人死亡 生花一对、お供え、香典3万円、弔電
- 二 配偶者死亡 生花一对、お供え、香典1万円、弔電
- 三 同居の父母死亡 生花一对、弔電
- 四 別居の実の父母死亡 生花一对、弔電
- 五 同居の子女の死亡 生花一对、弔電

第5条 チーム理事および登録指導者および登録選手に対する弔慰金は次の通りとする。

- 一 本人死亡 生花一对、お供え、香典1万円、弔電

第6条 常任理事および連盟役員に対する見舞金は次の通りとする。

- 一 傷病により入院1ヶ月に及ぶ場合 5,000円
- 二 傷病により入院3ヶ月に及ぶ場合 10,000円
- 三 傷病により長期療養の場合は、別途協議する。
- 四 火災、風水害、その他不慮の災害については、協議して決定する。

第7条 本規定に該当しない事項が発生した場合、常任理事会にて協議して決定する。

付 則

本規定は平成25年4月1日より実施する。